

### 3 山形県市町村職員研修協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、市町村職員の研修に関する事業を行うことにより、市町村職員の資質の向上及び公務能率の増進を図り、もって地方自治の振興に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、山形県市町村職員研修協議会（以下「協議会」という。）という。

(構成)

第3条 協議会は、県内の全市町村をもって構成する。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市町村職員の県域研修の実施に関すること
- (2) 市町村の地域共同研修及び単独研修に対する協力に関すること
- (3) 山形県市町村職員研修所の管理運営に関すること
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、山形市松波三丁目7番1号に置く。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| (1) 会 長              | 1 人    |
| (2) 副会長              | 1 人    |
| (3) 委 員（会長及び副会長を含む。） | 10 人以内 |
| (4) 監 事              | 2 人    |

(役員を選任)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市長の互選により定める者 4 人
- (2) 町村長の互選により定める者 4 人
- (3) 学識経験者のうちから山形県市長会（以下「市長会」という。）の会長及び山形県町村会（以下「町村会」という。）の会長の推薦する者 2 人以内

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 監事は、市町村長のうちから会長が委員会の同意を得て選任する。

4 役員は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 委員は、委員会を構成し、協議会の業務の執行を決定する。

4 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員会)

第10条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 委員会は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員会は、在任委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の議決事項)

第11条 委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 規約の変更
- (4) その他重要事項で会長が必要と認める事項

(幹事会)

第12条 協議会に、会長の命を受け、委員会に付議すべき事項その他について調査し、及び審議をするため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事11人をもって組織する。

3 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市の研修担当課長のうちから市長会の会長が推薦する者 4人
- (2) 町村の研修担当課長のうちから町村会の会長が推薦する者 4人
- (3) 市長会の事務局長の職にある者
- (4) 町村会の事務局長の職にある者
- (5) 協議会の事務局長の職にある者

4 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。

5 第9条の規定は、第3項第1号及び第2号の幹事について準用する。

(事務局)

第13条 協議会に事務局を置く。

2 事務局長その他の事務局の職員は、会長が任免する。

(研修所)

第14条 協議会に、山形縣市町村職員研修所を置く。

2 研修所長は、委員のうちから会長が委員会の同意を得て選任し、その他の研修所の職員は、会長が任免する。

(関係市町村長の説明要求等)

第15条 市町村長は、協議会の運営に関し必要があると認めるときは、会長に対し説明を求め、又は委員会において意見を述べることができる。

(報酬及び実費弁償)

第16条 役員、幹事及び研修所長には報酬は支給しない。ただし、実費に弁償することを妨げない。

(経費)

第17条 協議会の経費は、市町村の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の額及び負担割合等は、毎年度委員会で定める。

(県の指導助言)

第18条 会長は、協議会の運営に関し必要があると認めるときは、県に対し指導又は助言を求めることができる。

(委任)

第19条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

改正後の規約は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年2月10日から施行する。